

## 静岡市立清水病院管理会議要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、静岡市立清水病院の重要な事項を審議するため、静岡市立清水病院管理会議（以下「管理会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 管理会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院運営の基本方針に関すること。
- (2) 重要な事業の実施に関すること。
- (3) 経営改善項目に係る立案及び提言に関すること。
- (4) 医療機器等の導入及び選定に関すること。
- (5) 医療紛争に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、静岡市立清水病院の管理に関し市長が必要であると認める事項

### (組織)

第3条 管理会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は保健福祉長寿局清水病院病院長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長)

第4条 会長は、管理会議の会務を総理し、管理会議を代表する。

- 2 会長は、管理会議の議長となる。

### (会議)

第5条 管理会議は、会長が招集する。

- 2 管理会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 管理会議は、必要があると認めるときは、管理会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 管理会議の庶務は、保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、管理会議の運営に関し必要な事項は、会長が管理会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

職 名
保健福祉長寿局清水病院病院参与
保健福祉長寿局清水病院副病院長
保健福祉長寿局清水病院診療部長
保健福祉長寿局清水病院看護部長
保健福祉長寿局清水病院薬剤部長
保健福祉長寿局清水病院医療技術部長
保健福祉長寿局清水病院事務局長
保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課長
保健福祉長寿局清水病院事務局病院施設課長
保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長